

第6回 医療・介護・保育ワーキング・グループ 議事録

1. 日時：平成28年12月14日（水）15:15～17:25

2. 場所：中央合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室

3. 出席者：

（委員）林いづみ（座長）、江田麻季子（座長代理）、
大田弘子（議長）、高橋滋、森下竜一

（専門委員）土屋了介

（政府）山本内閣府特命担当大臣（規制改革）、松本内閣府副大臣、
務台内閣府大臣政務官、羽深内閣府審議官

（事務局）刀禰規制改革推進室次長、福島規制改革推進室次長、
中沢参事官

（事業者）日本通信販売協会、日本健康・栄養食品協会

（消費者庁）食品表示企画課 赤崎課長、清野課長補佐

（内閣官房）情報通信技術（IT）総合戦略室 清水参事官

（内閣府）子ども・子育て本部 竹林参事官

（厚生労働省）雇用均等・児童家庭局 異保育課長

老健局 三浦振興課長、佐藤高齢者支援課長

社会・援護局 石垣福祉基盤課長

4. 議題：

（開会）

議題1：機能性表示食品の届出に係る改善策について

議題2：保育所入所に要する証明書の様式について

議題3：介護サービスの提供と利用の在り方について

①利用者のサービス選択に役立つ情報開示と第三者評価

②介護サービスの多様な選択（保険給付と保険外サービスの柔軟な組合せ等）

（閉会）

5. 議事概要：

○中沢参事官 定刻になりましたので、ただいまより「規制改革推進会議第6回医療・介護・保育ワーキング・グループ」を開催いたします。皆様には御多忙の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、松本副大臣、務台大臣政務官にもお越しいただいております。大田議長も、後ほど御出席いただけます。山本大臣におかれましても、後ほど御出席いただく予定になっ

ております。

さて、本日の議題ですけれども、お手元の議事次第にございますとおり3点です。一つ目は「機能性表示食品の届出に係る改善策について」、二つ目が「保育所入所に要する証明書の様式について」、そして「介護サービスの提供と利用の在り方について」でございます。

ここからの進行は林座長、よろしくお願いいたします。

○林座長 ありがとうございます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。1件目は、「機能性表示食品の届出に係る改善策について」でございます。最初に、本件の内容について事務局から説明をお願いいたします。

○中沢参事官 事務局でございます。それでは、資料の1-1を御覧ください。

こちらは、前会議体であります規制改革会議におきまして、今後の要フォローアップ項目について記載した資料からの抜粋でございます。本年5月に公表された資料でございます。「一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備」につきましては、ここにありまして、平成25年6月に閣議決定された規制改革実施計画に明記されておりまして、その後の検討を経まして、昨年、平成27年4月より現在の機能性表示食品制度が施行されてございます。その意味では、本件は実施済みということでございます。

しかし、右端の項目、「今後の予定」に記載がありますとおり、本件については制度が成立したことで実施済みというわけではございません。積み残し課題となっておりましたビタミン、ミネラルといった機能性関与成分の今後の扱いにつきましては、消費者庁に置かれた検討会における検討結果について、後継会議体にてフォローアップするということがこの中に記載してございます。それが本日の1点目の論点、フォローアップでございます。

そして、もう一つ重要な論点がございます。そもそも機能性表示食品制度は、企業が自らの責任において食品の機能を表示する制度でありまして、その趣旨からトクホのような国の審査に基づく許可制度ではございません。届出制が採られております。

しかし、実際には消費者庁における当該届出の事務が大きく遅滞しておりまして、結果、事業者からしますと新商品の発売時期が見通せず、事業展開に支障が出ているとの指摘がございます。

また、届出書類に不備がある場合の差戻しの指摘が分かりにくいとか、修正がいつ終わるのか見通しが立てにくいといった指摘や、農林水産物についての届出がごく僅かにとどまっているとの指摘もございますので、本日はこれらの運用上の問題と、それらの実態と、対応につきまして御議論をお願いしたいと考えた次第であります。

事務局からの説明は、以上でございます。

○林座長 ありがとうございます。本件検討の背景については、ただいま事務局から御説明のあったとおりでございます。

要望者として日本通信販売協会様と日本健康・栄養食品協会様に本日お越しいただいて

おります。

まず、日本通信販売協会様から御説明をよろしく願いいたします。

○日本通信販売協会（万場専務理事） ただいま御紹介いただきました、公益社団法人日本通信販売協会の万場と申します。本日は、このような機会を与えていただきまして本当にありがとうございます。

私のほうからは、表題にもありますように「さらなる進化への課題と提案」ということでお話を差し上げたいと思っております。

早速ですが、まず2ページをお開けいただきたいと思えます。協会では、サプリメントの通信販売のシェアが非常に大きいということで、業界を健全化するためにトップ企業9社、大手の9社の社長に集結をいただきましてサプリメント部会を立ち上げております。

業界健全化ということでございますので、このスライドにございますように、まずガイドラインを策定しました。それから、今日はお配りしていないかもしれませんが、サプリメント登録制というものを導入して自主規制をしているところでございます。

次に3番目のスライドでございますけれども、「機能性表示食品制度の歩み」につきましては皆さん御存じのとおりだと思いますので、年表を御覧いただければと思えますけれども、協会としましても制度の創設以来、円滑な運用につきましては微力ながらお手伝いをしてきたと思っております。

例えば、協会の理事であります宮島さんが検討会に二度参加をしております。また、2015年4月ですけれども、この資料はお手元にあるかと思えますが、届出のガイドラインの解説本を発刊しております。この作成に当たりましては、消費者庁さんには大変御協力をいただいたところでございます。

また、スライドの4にございますように、今年の9月に消費者庁さん、それから業界の方々を含め、いろいろな方々に御協力をいただきましてセミナーを実施しております。このように、制度ができるだけ円滑に進むように、協会としても努力をしまいたところでございます。

現在のところ、機能性表示食品制度利用者の製品数でございますけれども、届出公表済みが559製品ということで、公表に至っていない製品というのはまだ800程度あると聞いております。特定保健用食品につきましては、25年間で実際に販売されている製品が366ということでございますので、1年10か月ほどで機能性表示食品制度につきましてはトクホの販売数を抜いているという状況でございます。

次のスライドでございますけれども、そういった制度でございますが、「機能性表示食品制度の効果」ということは大きく三つあるかと思っております。

一つは、「消費者のメリット」であります。機能性表示ができることによって、スライドにありますように、いろいろな形でバラエティに富む機能性の表示ができるようになりました。その結果、消費者にとっては自分の悩みに応じた商品を選ぶ。自主的に合理的に商品を選択するという意味で、非常に幅が広がったと考えております。

また、製品の安全性、あるいは安心・安全について大幅に強化をされております。製品か成分でのヒト試験、これはヒト試験の臨床試験というのは必須である。それから、製造工程についてもGMPを強く推奨されたり、被害が起きた場合の体制整備についても要求レベルが高いと言えると思います。したがって、今の機能性表示食品制度というのは、いわゆる健康食品とは次元の違う高いレベルのものであると思っております。

次のスライドでございますが、その効果の2としまして行政側のメリットということをお願いしたいと思います。この制度によって、この制度に入ったものについてはきちんとエビデンスがあって、届出もし、その情報を公開するということでは、怪し気な健康食品がだんだんなくなっていくであろうということで、消費者トラブルを未然に防止することも可能である。それから、販売者の登録をしていますので、トラブルが実際にあった場合、迅速な対応が可能だということでもあります。そういった非常に行政上のメリットもたくさんあるということでございます。

あわせて、企業側のメリットとしましては機能性の表示、分かりやすく表示ができている。非常に差別化ができるということでは、収益の拡大に寄与しているのではないかと思います。

一例でございますけれども、ファンケルの「えんきん」という商品でございます。いわゆる健康食品の場合から比べますと、機能性表示食品制度が届出、公表されたことによりまして売上げが4.3倍になっているということで、非常に経済効果が高いものということが言えようかと思います。したがって、消費者、行政、企業、それぞれに「三方よし」という状況ではないかと思っております。

ただ、次のスライドでございますけれども、もっとこの制度を広げていくためには幾つかの課題があると思っております。三つほど挙げさせていただきました。

まず一つは、対象成分が非常に限定されているということでもありますけれども、先の検討会におきまして一部、部分拡大ということがございましたので、一定の整理が成ったかとは思っております。

2番目としまして、健康な人のデータしか使えないということで、臨床試験をするためには健康な人のデータしか使えないという問題がございます。表示についても、健康の維持増進という範囲でしか表示ができないということがございますので、いわゆる病気になる手前の方、未病の方への対応がまだできていないということで、これにつきましては来春以降、いろいろと消費者庁さんとともに話し合いたいと思っております。

3番目ですけれども、これが本日のメインテーマだろうと思っておりますが、届出から公表までの期間が非常に長くなっているし、不透明であるということでございます。消費者庁さんのほうでもチェックリストの公表であるとか、あるいはデータベースの導入ということがなされておりますし、また業界団体としても先ほど言いましたガイドラインの解説書、あるいは勉強会等を通して何とか普及啓発をしているところでございますけれども、いろいろと取

組はなされているのですが、まだ状況が改善されていなくて、むしろこの届出から公表までの期間が悪化しているという現状がございます。

これにつきましては、先ほども御紹介がありましたけれども、企業にとってみると届出から公表までの期間が不透明だということは、販売戦略上なかなか計画を立てられないという状況でございます。是非ともそこら辺のところはしっかりと期間についても短くしていただきたいと思っております。お客様、あるいは株主等に対してもなかなか説明責任が果たせないという状況がございますので、このまま機能性表示食品にこだわっていますと販売期を逸するという事で、経営的にも支障を来すということにして、最悪の場合、いわゆる健康食品でいいかというようなことで回帰するようなリスクにもつながっていくのではないかと考えております。

次のページに、届出から公表までの状況についてまとめています。これは、当協会の部会のメンバーのデータを集めまして、全く公表するのは初めての内容でございますけれども、届出から公表までの日数を表しております。御覧のように、上のほうが当初14日程度でございました。昨年の夏ぐらいまでは60日と、若干例外がございまして途中で350日というのがありますが、昨年までは60日くらいで、それ以後がだんだん遅くなりまして200日オーバー、あるいは300日以上というところもございまして、非常に長くなってきているという実態がございます。そこに赤字で書いてございますけれども、販売戦略上、企業として許容できる範囲というのは60日以内かと思っております。

次に、9ページでございます。届出から公表が遅いという理由でございますけれども、指摘事項があります。それから、当然指摘事項がありますと差戻しがございます。その回数を掛けますと公表までの日数ということで、差戻し期間が60日、あるいは90日だとしますと、差戻しが3回あったら90日掛ける3で270日という非常に長いスパンになっているということでございます。制度的な課題、届出の資料の量が多いとか、あくまでその事業者の責任において届け出てやるものだという事でありまして、そこら辺の問題が課題になっているのではないかと思います。

それから、消費者庁さんの課題としてはよく言われておりますけれども、人員、予算が足りないということもございます。あとは、データベース化されましたが、そのデータベースのシステム運用が、非常に硬直的ではないかと感じているところでございます。例えば、最初に並んで届け出ました。指摘事項があって、軽微なものであっても差戻しがありますと、100人並んでいたら101番目にまた元に戻るということで、軽微なものであればその時点でさっさと済ませていただくことはできないかということも考えているところでございます。順番がどんどん延べ積みになってしまうという状況がございます。

もちろん企業側の課題も当然ありまして、ガイドラインの理解不足であるとか勉強不足のところもあると思っておりますし、単純なミス、誤字脱字であるとか記載漏れというようなケアレスミスもございますので、この辺につきましては協会としても啓発、指導に努めていきたいとは思っているところでございます。

全体的な改革への提案ということで、次のページから書いておりますけれども、三つ御提案したいと思っております。長期的、中期的、短期的ということで三つほど課題を掲げております。

まず長期的なところでいいますと、現在保健機能食品というのは三つございます。機能性表示食品、特定保健用食品、栄養機能食品です。それぞれの役割を明確化するということが大事だろうと思ひまして、保健機能食品全体を見直すことも必要ではないかということで、このままだと消費者にも分かりにくいということがございます。それから、制度の利用実績に応じて予算とか人員の配置というものも考えていただきたいということでございます。

それから、この機能性表示食品制度というのは表示に関する制度でございますので、やはりサプリメント、いわゆる物そのものに対する規定、ルールというものが必要ではないかということで、サプリメント法の制定が必要ではないかと考えております。

次に、「中期的な課題」であります。これは届出の予備作業ですけれども、それを外部に委託してはどうか。例えば、重点的なチェック項目を決めて外部機関がチェックするとか、あるいは場合によっては届出の有料化、あるいは企業も若干負担するとか、そういうことで人員を確保するとか、そういう形でパターン a、b と考えておりますが、政府の関連機関に委託する、あるいは民間機関、業界団体とアカデミアが連携して前さばきをやっていくというようなことも考えられるのではないかと考えます。

「短期的な課題」でありますけれども、これは運用上の問題点を是非とも徹底的に改善をしていただきたい。ここに幾つか項目が挙がっておりますけれども、これらのことについて是非とも改善をしていただきたいということと、あわせて「当面、不可欠な対応」ということで最後のページに出ておりますけれども、現状を是非とも見える化をしていただきたい。届出から公表までに要する日数であるとか、不備事項の指摘の具体的な内容、これについてはよく分からない、ブラックボックス化しているのではないかと勝手に思っておりますけれども、ここを是非とも見える化をしていただきたい。それによって、事業者も対策が立てやすいということになりますので、是非お願いしたいということと、その改善に当たっては是非とも工程表を作っていたいただきたい。例えば、届出から公表までの目安日数、60日がいいと思うのですけれども、そういったことを設定するとか、そういう工程は是非見える化をしていただきたい。

あわせて、この規制改革推進会議におかれましては、見える化とその工程表のフォローアップを是非ともお願いしたいと思っております。それによって、安倍総理が言われました機能性表示食品を世界最先端にということの実現に向かって進んでいけるのではないかとと思っております。

私からは、以上でございます。ありがとうございました。

○林座長 ありがとうございました。

それでは、次に日本健康・栄養食品協会様、よろしくお願ひいたします。

○日本健康・栄養食品協会（下田理事長） 日本健康・栄養食品協会の下田でございます。

機能性表示食品制度を作っていただきましたことを、まずもって御礼を申し上げたいと考えております。健康食品業界はお陰様で大変活気付いておりまして、皆さんやる気が大変出ております。

2ページをお開きいただきますと、そこにございますように今まで申請をしまして届出を受理されたものが540件ほどございまして、実はそのほかに届出を出したものは1,300件ほどあるということでございます。この中には諦めたところも残ってはおりますけれども、大多数の企業は更に待ち続けているといった状況が見られるところでございます。

内容等を見ていきますと、今日御指摘がございましたけれども、生鮮食品、農産物でございまして、全体の1%以下ということで、期待の割合には伸びてきていないということがございます。後ほど、理由等は申し上げます。

都道府県ごとに見てまいりますと、そこにございますように29都道府県から届出がなされております。大都会が、やはりどうしても多いという状況が見られます。

3ページでございまして、届出事務について非常に時間が掛かるというのは私どもの調べでも分かっております。制度ができた当初は、消費者庁に届出の申請をしますと何らかのアクション、返事が来るわけですが、当初は14日くらいで返事が来ておりました。それが、今年の夏ぐらいになりますと60日ぐらいまで伸びてきている。さらに、今年の夏ぐらいになりますと90日近くまで伸びているものがあるといったことございまして、この時点で何らかの不備がありますと列の後ろに更に並べということになりますので、更に90日掛かってしまうというようなことも考えられるわけでございます。

そこで、受理をされますと60日後に販売をしてよいということになっておりますので、非常に長い時間が実は掛かっているということが想定されます。企業にとりましては、申請をしたところで容器の準備であるとか、ラベルの印刷とか、いろいろ準備をしているわけでございますが、こういったものが無駄になってしまうという事例もあって見通しが立たないという苦情もございまして。

「背景」でございましてけれども、この会議に2013年の4月19日に私どものほうから要望してもらった資料がございまして。大変恐縮ですが、最後のページで参考というところを御覧いただきたいのでございまして、これが私どもが業界の意見をまとめてこの席で御要望した図でございまして。トクホとかいろいろなものがございましてけれども、1番右側のところ、できるだけ国の関与といいますか、御負担の掛からないような仕組みにすべきではないかということで、第三者認証制度というのを御提言申し上げました。

それは、一つには消費者庁では大変少ない人数の中で御苦労されながらいろいろとお仕事をなさっておられます。特にトクホなどを見ていきますと、申請して認可が下りるまで2年近く掛かっているという事案もございましたので、できる限り民間活力を使ったらどうかというのが私どもの当初の御提言でございました。

恐縮ですが、元に戻っていただきまして、そうは言いながらも消費者庁への届出制とい

うことで整理はされましたので、今、消費者庁が少ない人数の中で大変御努力をなさっているのはよく承知をしております。また、届けに不慣れな事業者がたくさんございますので、不備があるということも長期化している理由でございます。

4 ページでございます。更に届出はしたけれども、不備があるということで差戻しということがあるわけでございますが、どうも差し戻した場合の理由がよく分からない、具体的でない、明確でないといった御不満があって、更に出したら更にそれもよく分からないということで差し戻されたという事案も幾つか散見されております。また、消費者庁の担当者間での解釈が異なっているという問題も、業界の間からは若干指摘がございました。

5 ページでございますけれども、農産物、生鮮食品の届出がなぜ1%以下なのだというところでございます。現在まで5件ということでございますが、なぜかといいますと、まず一つは科学的根拠が少ない。農産物には、そもそも評価する文献が少ないといったことがございます。それは、アカデミアの方々がなかなか農産物に対して興味を今まで示してこなかったということもございまして、それから農産物の特性としまして機能性関与成分の含有量管理が難しいということがございます。

これは、品種であるとか、収穫の時期であるとか、採れた場所であるとか、それぞれによって含有量が異なっておりますので、一括管理して評価をするというのはなかなか難しいといった基本的な問題がございまして。

ただ、この農産物につきましては首長さん（知事さんとか市長さん）が大変御熱心でございまして。こういう制度を使いながら、地元の特産物について付加価値をつけて農業、林業等の振興を図れないかという強い御熱意はございます。そういったことを、うまく今後はいかしながらやっていく必要があると思っております。

また、農林水産の部分については人材、資源、届出に慣れていないといったこともありますので、どうやって養成していくかということであろうと思っております。

次に6 ページでございます。それでは、問題解決のためにどうするかといったことでは、届出期間の延伸につきましては、やはり民間の力をもう少し活用する仕組みを導入されたいかがかということではございます。

1 番目には、(1) のア) でございますけれども、第三者機関が届出資料を事前にチェックするというのをもう少し強化したらどうか。現在でも、私どもは業者の方々の相談に乗ってきております。しかしながら、これをもっと強化をして、場合によっては書類の記載についても手助けをしていくといったようなことで、なるべく問題のない書類を消費者庁に上げて、消費者庁の確認作業が軽減できないであろうかということではございます。

それから、イ) というのは既に公表例のある機能性関与成分、同じようなものについては、第三者機関が直接的に内容を審査できるようなことをして消費者庁に届け出たらどうかということではございます。言わば代行機関として民間機関を置いて、そこからチェック

した上で消費者庁に出して、消費者庁の業務軽減を図るという意味でございます。

ただ、この制度はあくまでも最終的には消費者庁でございますので、そこにきちんとした届出をやらなければならないことは言うまでもございません。

それから7ページでございますけれども、今、言ったような民間機関を活用しまして資料についてのチェックを、そこにある程度任せていくことになれば、相当その届出の円滑化が図れると思っておりますけれども、非常に少ない農産物、生鮮食品の届出を増やすためにはどうするかといったことであろうかと思えます。

まず第1に、私どもは農水省からの補助金を頂きまして、いろいろ相談を受けてノウハウを蓄積しておりますので、そういったものをまとめて成功事例等を引き出しながら分かりやすい手引書を作っていく。それから、業者の皆様方、流通販売の方々、この方々に理解をいただくためのセミナーを全国13か所で今、実施中ということでございます。

こういったことのほかに基本的に必要なことは、農産物の評価方法、こういったものを新たに研究開発する必要があると考えております。

具体的に申し上げますと、現在の機能性表示食品の評価につきましては、ヒト試験を中心としたRCT論文を中心に見ております。ただ、農産物についてはプラセボ、対照物をつくるというのは非常に難しい。例えば、りんごで成分が入っている、入っていないものの両方を比較研究するというのはなかなか難しいということもございまして、場合によっては疫学調査であるとか、消費者のアンケート調査等も活用するといった新たな方法を開発していただけないかということでございます。

最後になりますけれども、生鮮食品の中で入っているものの所要量全部を要求するというのはなかなか難しい。つまり、みかんを毎日10個食べなければいけないといったことではなくて、そのうち何個食べれば所要量のどれくらい満たしていますといったことでうまく活用はできないだろうかということでございます。そういったことをすれば、生鮮食品の拡大につながっていくものと考えているところでございます。以上でございます。

○林座長 ありがとうございます。

高橋先生、何分まで大丈夫ですか。

○高橋委員 できれば15分くらいまででお願いします。

○林座長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、次に本件の所管庁であります消費者庁から御説明いただきたいのですが、時間の関係がありますので、今まで御要望のあったファーストアクションまでの期間の長期化ですとか、判断のばらつき、差戻し理由が分からないとか、そういったいろいろな視点をいただきましたので、それへのお答えというところに絞って、できましたら5分強くらいでお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

○消費者庁（赤崎食品表示企画課長） 分かりました。消費者庁の食品表示企画課長の赤崎といいます。

それでは、簡潔にお手元の資料に即してポイントだけお話をさせていただきます。

まず1ページ、保健機能食品制度体系図がございます。機能性表示食品、これは食品ですから医薬品ではないと法律上整理がなされています。食品表示法の定義を見ますと、食品とは飲食物から薬機法上の医薬品を除くとなっております。したがって、機能性表示食品の根拠となるデータを取っていただく場合は、基本的には病気の方は外すとしています。そういう方々はお薬でまずは治療をすべき方、安易に食品に頼って治療機会を逸するのはよくない。一応、そういう考え方で制度が成り立っております。

その次、3ページになりますが、届出状況でございます。昨年の4月に制度がスタートしまして1年半ちょっと経っております。公表件数が559件、正式受理でございます。これも含めて1,400件超の書類を今、出しているということでございます。基本的に不備指摘がないもの、届出受理ができるものは60日以内にはお返しをしております。

ただ、振り分けてそちらの方に注力しております関係で、不備の指摘があり、もう一回、再考いただくものは、先ほど事業者団体から御説明がありました90日程度掛かっているものもありますが、これは今は少し期間が短くなっています。以前100日近くなりましたが、今、短縮に向けて取り組んでいるということでございます。

その次、5ページでございますが、生鮮食品の届出品目です。これは、今5件しかありません。非常に少ないのではないかというお話もございましたが、1,400を超える書類の提出に比べると、実は生鮮自体5件を含めて20に満たない数しかこちらのほうに書類が出されておられません。1,400と比べると1%ちょっと、2%もないということで、その意味では生鮮の届出が少ないのは、我々の不備指摘が遅い、または指摘の内容がよく分からないこととは異なる理由があると、我々は考えております。

その次、6ページでございます。生鮮につきましては先ほどもちょっとお話がありましたように、2の(2)にアンダーラインを引いておりますけれども、品質のばらつきというのが大きな問題だと思っております。要は、効き目がある成分、これは一定量ないと効果が出ないというものですけれども、おてんとうさま相手で作りますとやはり品質にばらつきが出てきます。消費者庁としては、ある程度分量がないと健康の維持増進という面から見て十分な効果が出ないとなりますので、それをそのまま消費者にお渡ししますと看板に偽りがあるということになってしまいます。

そこが非常に悩ましいところではありますけれども、ただ、実際にこの生鮮ではもやしとか、今みかんの届出を受理しております。みかんで見ますと、例えば気象等の影響により表示されている量を下回る場合があるという表示を書いてもらった上で、届出を受理しております。もやしの場合も、種子の収穫場所や気温などによっては含有量が表示されている量を下回る場合があると書くことを認めており、それで届出を受理しておりますので、制度上はぎりぎり事業者、消費者双方の立場に配慮したルールとなっていると考えています。

その次、7ページは不適切な表示例でございます。これは事業者団体のほうから、消費者庁のほうからいろいろな指摘がある。分かりづらい、遅いというお話がございました。

不適切な表示例ということで、例えば届出をいただいた書類で見ますと、疾病の治療、または予防という効果を暗示する表現も中にはございます。

ただ、疾病の治療、予防というのは、薬機法の2条1項2号で薬の領域になっていきますので、そのような表現を食品として受けると、冒頭言いました薬との抵触というのが出てきます。こういったようなヘルスクレームをお出しいただいても、我々のほうとしてはもう一度お考えいただきたいとなりますし、1回で是正がされればいいのですが、何回も同じクレームで書類を出していただいても、これはいつまでたっても我々としては受理が難しいこととなります。

二つ目は、いわゆる美容です。美白といった健康の維持増進とは直接関係ない、見た目がよくなるようなものです。これは今の制度の対象外という運用をしておりますので、そういう美容的なものでヘルスクレームを出されても我々としては受理が難しい。

三つ目はデータとのひも付けでして、ヘルスクレームそのものはよくても、頂いているデータでそこまで言えますかというものです。これも、いろいろな指摘をさせていただいています。

その次、8ページでございます。我々のほうでも、やはり事業者様の手戻りはなるべく少なくなるようにということで、チェックリストのようないろいろな文書を出しております。それが、一つ目の囲いでございます。真ん中は、今年4月からデータベースを入れました。それまで紙のやり取りをしておりましたのでいろいろな意味で手間も掛かりましたが、一度このデータベースがうまく回るようになるとかなり省力されますし、消費者が好きな情報をピンポイント検索できるという効果もあると思っています。

あとは、体制でございます。今は今年度の補正予算で、11月から6名、確認の要員を増やしております。このようなことも含めて、内部の合理化を図ることによって可能な限り、書類を滞らせることのないように取り組んでいます。

最後になります。10ページ、11ページでございます。これは積み残しの検討課題ということで、今年に入りまして有識者にお集まりをいただきまして、制度の間口を広げるという観点からの検討をした結果でございます。

まず、10ページですが、これまで糖質、糖類は対象外でしたが、左の色塗りのオリゴ糖、キシリトールなどは制度に取り込む。ただ、右側にありますでんぷんとかぶどう糖などは食べて身につくものでして、肥満のもとになるようなものです。これは、別の意味で問題があるということで対象には入れられないとしています。

ビタミン、ミネラルにつきましては、栄養機能食品という制度がございまして既にビタミン、ミネラルは対象にしています。ただし、うたえるヘルスクレームが、我々は一次機能と言っていますが、生きていくために必須な機能、要はエネルギーになるとか、体の必要構成要素になると、ビタミン、ミネラルのそういう機能をうたえる別制度がありますので、いわゆる三次機能、体調調節機能と言っておりますが、そういう業界の皆様様の御要望のヘルスクレームについては、まずはその栄養機能食品という枠内で検討しましょうとい

うのが今回の結論でございます。

最後に、11ページでございます。関与成分が明確でないものということで、食品全体で見ると効き目はあり有効性は認められるが、どの成分が効き目があるのかが必ずしも分からないというものがございます。いわゆる漢方薬的なものだと理解をしております。そういったようなものは今まで制度の対象外でしたが、基本的には制度に取り込もうという整理をいたしました。考え方は、基本はエキスのようなものですが、エキス全体を一つの関与成分とみなすというものです。また、何が効き目があるのか分からないというのは、その中の幾つかの成分を我々インデックス、指標成分と言っていますが、それに着目すると一定説明がつくので、それを媒介とするとともに、エキスについては別途規格を定めますといった縛りを掛けることによって合理的な説明がつくということでこの制度に取り込む。こういう整理がなされています。

12ページでございます。いろいろな形で制度の見直しをしますと、更に届出も増え確認もより難しくなるということで、それに応じた体制強化、体制整備といったことも取り組んでいくという内容でございます。以上でございます。

○林座長 ありがとうございます。

それでは、質問、御意見等をよろしくお願ひいたします。

まず、高橋先生からよろしくお願ひいたします。

○高橋委員 恐れ入ります。消費者庁の御説明を聞いて、あとは団体からの御説明を聞いて、やはり運用が本来の届出制の運用になっていないのではないかという疑念が生じました。少なくとも届出の場合であれば、形式的な要件があれば届出義務が果たされたということになるので、形式要件のチェックだけをするということになると思うのです。しかし、どうもお話を聞いていると、生鮮商品の問題についても実体的な要件、有効性などということもチェックされて判断されているということになります。これは本来の届出制の運用から離れていると思うのですが、その辺はどういうふうに思っているのでしょうか。

○消費者庁（赤崎食品表示企画課長） ただいまの御指摘でございます。消費者庁としては実体には踏み込まず、その意味では形式的な点を中心とした確認をしていると考えております。

この機能性表示食品制度につきましては食品表示法に基づき、具体のルールは内閣府令で定めております。それを補う細部ルールとしてガイドラインがありますけれども、いずれにせよ法制度でございますから、この法令、それに基づくガイドラインで定められた要件との適合というのは必ずしないといけないのであろう。何でも受理するということは、これは人が食べるもので国が一定のオーソライズを与えることによって消費者がそれを信頼して摂取をするものですので、その意味では内閣府令及びガイドラインに定められている要件につきましては、少なくともその適合性の確認は必要である。

ただ、我々はそれにつきましては、基本的には事実関係を中心に確認をしていると理解

しているのですが、その点、事業者の側は。

○高橋委員 お答えは簡潔にさせていただかないと、時間オーバーになってしまいます。

○消費者庁（赤崎食品表示企画課長） はい。そこはいろいろな御意見もあるということで、よくお話をしながらと思っているのですが。

○高橋委員 明らかに、実体要件をやっていると仰っていると思います。要するに、内閣府令のガイドラインに合っているかどうかを見るということは、ガイドラインに関する実体的な要件適合性も見ているということだと思います。形式要件だけというのは、必要な添付書類が出ているとか、必要なデータが出ているかというだけの形式要件であれば、全部の要件を見るというような話にはならないのではないかと思いますけれども、そこはいかがでしょうか。

○消費者庁（赤崎食品表示企画課長） そこは、何を以てこの実体要件かということがありますけれども、我々的にはこのガイドラインで定められているようなところを中心のチェックと考えております。

○高橋委員 済みません。あなた方のところにも行政法の先生がいると思うので、それが形式的な要件のチェックだと行政法上見えるかどうかは行政法の有識者に聞いてください。多分、行政法の先生方はそういうふうには言わないと思います。

○林座長 ありがとうございます。

では、森下先生。

○森下委員 申し訳ないのですが、消費者庁の言い分は詭弁ですよ。実態として、100日が90日になって短くなったなどとふざけた話をされたのは、びっくりします。どう考えても、これは制度上破綻しているというふうに私は思いますし、現在の体制のままやるということはありません。先ほどもちょっと話が出ましたが、もともと当会議は消費者庁が全部やりなさいなどと言った覚えはなく、消費者庁が自らしたいと言うので今の制度になっているのですから、その責任は消費者庁にとってもらう必要がある。その中で届出制の実態に合ったような形でやってもらわないと、高橋先生が言われたように行政手続法違反だと思いますし、実態として届出制になっていない。

生鮮食品に関していえば、これはサプリと同じようにしたのがもともとの間違いであって、20件しか出ていないから滞っているから構わないなどという言い分は一切ありません。非常に民間の、特に地方の農協の方とかが期待している中で、20件しか出ないというのはもう制度が破綻していると考えてもいいぐらいの話だと思います。そういう意味では、考え方を一から改めてもらって、いかに生鮮食品の機能性制度を活用して国民の食育を図るか、本来の目的に立ち返っていただきたいと思います。

それから、ビタミン、ミネラルに関しても、本来これは結論を出さなければいけないのを栄養機能食品のほうで再度やるというのであれば、それは結構ですが、早急にやっていただきたい。その中では、やはり薬品との兼ね合いもあるでしょうから、かなり抜本的な議論が必要であろうと私は思いますので、是非いつまでにやるかということを確認

にさせていただきたいと思います。

問題点が非常に多過ぎて、言いたいことがいっぱいあるのですけれども、とにかく現状をこのまま放置して、人を増やせばいいというのはおかしい話で、そのようなお話を聞いていると、消費者庁全員がこの制度をやる気ですかと私はいつも思うんです。現行でもかなり消費者庁の人員の多くがこの制度に携わっていると聞いていますので、これは本来の行政的な手続といたしますか、簡素化をしようという趣旨からちょっと反しているんです。

この制度を作ることによって、かえって行政コストが増えるというのは、決して私どもの会議が求めていることではありませんので、抜本的なところで考え直していただきたいと思います。

○高橋委員 食の安全について何も無視していいというふうに私は言うつもりはありません。届出制として仕切るのであれば、届出制にふさわしい制度の運用を考えていただきたい。

例えば、事後的な制度で勧告であるとか、公表の制度とか、さらには食品表示法であれば是正の措置であるとか、おたく様は回収命令までできるのですね。だから、そういうところで健康に問題があるのであれば、後で審査して回収命令まで出せる制度になっているはずです。そこのところの運用を考えれば、事前で全部厳しく締め上げて一切市場に出さないというのではなくて、必要な時間をとって丁寧に見て、問題があるものは市場から排除していく事後的な措置を採るという仕組みも考え得るのではないかと思います。そのときには業界の皆様の御協力を頂くなど、いろいろな形はあり得ると思います。

化学物質の危険性評価は、そのようなことをやっています。消費者庁は御専門でございますから、他の領域のリスク管理も御承知だと思いますので、その辺は勉強していただけてやっていただきたいと思います。

○林座長 ありがとうございます。

○江田座長代理 企業を経営する立場から、先ほどの日数が見えないところはかなり厳しいと思います。全てそのマーケットに出していくために企業は準備していくわけで、ある程度早まったと言いますけれども、これでは私がやるのであれば企業の経営はできない。予想ができない。

それから、中身が見えないという声が非常にありましたので、今、努力はされていると思いますけれども、ではデータベースを作った、あるいはそのガイドラインがあるということですが、恐らく伝わっていないのではないかという印象を受けました。

一つ私からのインプットですけれども、こちらのシステムは自己責任で消費者が購入するという理解でおりますので、そんなに全てデータのひも付け、評価までいかななくてもよろしいのではないかと。お薬ではないですから、私たち一般消費者が判断して買うものという形で運営されていったらどうかと思いましたが、いかがでしょうか。

○消費者庁（赤崎食品表示企画課長） いろいろ御意見をいただきました。

まず、この機能性表示食品制度が自己責任、消費者が自ら判断して買うべきというのは

実はそのとおりでございます。我々は、医薬品と同じぐらいのレベルで安全性なりを求めているわけではありませんで、基本的には国が一定のお墨つきを与えるところをどう見るかということかと思えますけれども、この制度をスタートするに当たって事業者ほかアカデミアの皆様等々の御意見を伺って、とりあえず今は整理をし、作っているガイドラインに基づいてチェックをしておりますので、まずはその運用を通じて見直すべき点等があれば、フォローアップという一環の中で対応していきたいと思っております。

あとは、高橋委員のほうからお話がありましたのは事後チェックを中心にとという点です。これは実は制度上も仰るとおりで、我々もこれは対外的には事後チェックに重きを置いた制度だと言っております。

ただ、事前のこの確認を一切する必要がないとまでは委員の皆様方も思っていないと思うのですが、我々も形式的なところを中心に、ある程度明確に我々なりに判断できるところについて事前の届出の確認はしておりますが、事業者団体の皆さんからお話があったように、遅い、分かりづらいという点は、我々もそういう御批判があることはよく理解をしておりますので、これまでもいろいろな形でそういう観点は業界団体の皆さんと意見交換をさせていただいております。

今後とも、そういうことを通じて直すべきところがありましたら、制度の改善という形で対応していきたいと思っております。

○林座長 どうぞ。

○土屋専門委員 資料の1-3の4ページ目の「届出資料の差戻しの際の指摘事項について」に、「不備事項の指摘内容がわかりにくい」「再提出後にも新たな指摘を受けるため、届出」うんぬんとありますけれども、このやり方の審査と、今日の上から目線のお答えを見ていると、これはいじめ体質そのものであるかと考えるわけです。

なぜかという、指摘しておいて内容がわかりにくいというのは指摘に当たらないわけです。私は、アメリカの英文の学会の医学雑誌の審査員というか、査読委員を7年半やりましたけれども、非常に気持ちよくできたのは、日本の雑誌の査読は大変気持ちが悪いんですね。なぜかという、日本の医学界もいじめ体質があるものですから、査読をしても正に指摘内容がわかりにくい。わかりにくい上に、だめだというのを直すと、また2番目に別のところを指摘してくる。これでは、何回やってもいけない。

もう一つの資料の1-2の8ページ目で見ますと、提出回数が2回から8回にわたる。これは学会の査読と同じで、通常は2回で終わる。多くは3回までで終わらないと、これはおかしいわけです。指摘が明らかであれば、それを訂正するというで直るわけがあります。それがだめならば、4回、5回やる必要はなくて、ぱっさりと切るしかないんです。言うことを聞かないのですから。それが、全く行われていないということであろうと思えます。これは、たくさんやって親切のよう見えますけれども、正にいじめ体質と呼ばざるを得ないやり方だと思えます。

これを避けるにはどうしたらいいかというのは、先ほどアメリカの学会の雑誌の査読を

例に出しましたが、回答をちゃんと与えるということです。これについては、これは間違いである。こう書き直せば大丈夫ですよというのを、アメリカの査読の場合は表すわけです。ですから、2回目で済むわけです。

新たな指摘をするのがないわけではないけれども、そのときには査読者がアイ・アム・ソーリーと言うんです。自分でも1回目に気がつかなかったのですから、これは気がつかなかった私どものほうが悪いと、ここはやはり規則上こう直すべきではないかと書いてあれば3回目を通る。したがって、アメリカの雑誌の査読は3回以上というのはあり得ないわけでありまして。これは、そのルールが徹底していないということのあらわれです。ですから、私はいじめ体質だと、日本の官庁がそういうことをやるから日本中いじめ体質が蔓延していることにほかならないと思うわけでありまして。

それからもう一点、資料の1-3の最後のところで、以前に下田理事長が御発言になったというところで、企業による申請で第三者認証、それでそのまま受けたらどうか。私も、これにしてほしいと思います。なぜならば、これ以上審査員を増やして税金を増やしてほしくない。消費者庁の人数を増やせば、これは当然採算に合わない人間が増えるので、第三者認証をやる場合にはこの費用は大変申し訳ないけれども、企業に持っていただきたい。

ただ、これは効率よく採算を合わせる。採算を合わせれば、当然役員を増やして税金を増やす必要はないということになりますので、この点を是非御検討いただきたい。この2点であります。

○林座長 ありがとうございます。大田議長はよろしいですか。

○大田議長 はい。

○林座長 一つ、私から消費者庁様に質問したいのですが、届出書類の形式的な確認をなさっているということですが、そのために補正予算で専門知識を有する6名の政策調査員をこのほど設けられたということなのですが、どのような専門知識を有する方に何を調査していただくのでしょうか。

○消費者庁（赤崎食品表示企画課長） 専門調査員の属性でございますけれども、例えば大学の研究室等で栄養学とか衛生関係の御経験を積まれた方、または企業でそういう分野でずっと活躍をしておられた方、そういう方々がおられます。

それで、今、実際に政策調査員としてこの届出の確認をやっていただいておりますけれども、基本的にはそういう専門的な知見があった方のほうが、いろいろな書類に目を通す場合でも理解が早いということで、基本的には例えば届出の様式が合っていない、必要な書類が付いていないということもありますし、これは医薬品類似のヘルスクレームではないか等々でありますけれども、一応そういうバックグラウンドを持った方々に、我々としては形式的な確認だと思っておりますが、見ていただいております。

あとは、先ほど土屋専門委員からお話がありました、何回も分かりづらい指摘をすることは事業者さんから見ても我々のよくない対応だという点につきましては、実は仰るとおりでして、我々もそういう問題意識を持っておりました。これまで関係団体ともいろいろな

話し合いをさせていただいて、最近は可能な限りと思っております。指摘内容を具体的に示すことによって、できるだけ分かりやすくという形の指摘をさせていただいておりますので、これは事実として御説明をさせていただきます。

○林座長 では、森下先生から最後をお願いします。

○森下委員 今のお話は全く納得できない話で、改善したと言うけれども、改善が本当にちょっとなわけです。それをもってすごく改善したというのは、恩着せがましいにもほどがある。本来、届出制という制度をゆがんだ形で運用しているのに、それに対して自分たちがちょっと努力しているからそれでいけるんだというのは、先ほど話があった上から目線であり、いじめでしかないと思います。

やはり抜本的に制度の趣旨がゆがんでいるということに鑑みて、是非ももとの趣旨に戻って制度を考え直してほしいと思います。全く納得できない。

○林座長 あと1時間くらいこの議論をしなければいけないところなのですが、本日は他に議題もあり、お時間がありますのでここまでとさせていただきます。

消費者庁における届出書類の確認の実態については、IT化の改善とか拒絶理由、差戻し理由の明示、また実質的には審査が行われているのではないかといったようないろいろな問題があるようですので、消費者庁様には本日の指摘を真摯に受け止めていただき、次回このヒアリングにまたお呼びしたいと思いますので、それまでに対応策を検討していただきたいと思います。

本件については、当ワーキング・グループとしても引き続き検討していきたいと思えます。

要望者の皆様、消費者庁の皆様、本日はありがとうございました。それでは御退室くださいませ。

(日本通信販売協会、日本健康・栄養食品協会、消費者庁退室)

内閣官房、内閣府、厚生労働省(雇用均等・児童家庭局)入室)

○林座長 では、次の議題に移りたいと思います。

本日の2件目は、「保育所入所に要する証明書の様式について」でございます。まずは、事務局より本件の背景、内容について説明をお願いします。

○中沢参事官 それでは、時間が押していますので手短かにさせていただきます。

お手元の資料2-1、2-2、2-3辺りを御覧いただきたいのですが、資料2-1が、就労証明書の様式が基礎自治体ごとにばらばらであるということに関して統一化、標準化などを進めてほしいというホットライン要望についてでございます。

また、本件、このばらばら問題につきましては、前会議体であります規制改革会議の第4期、最終期の本会議においても議論がされてまいりました「地方における規制改革」というテーマの一内容でございます。

資料2-2の「1. 問題の所在」という中段に記載してございますけれども、自治体をまたいだ広域的な活動を行っている企業にとっては、地方自治体が条例等で個別にいろい

る規制を定めるということが経済効率性の観点から阻害要因になっているのではないかという指摘もされてきた経緯がございます。今回の保育所の入所の問題でございますけれども、雇用主が作成しまして自治体に提出する資料として就労証明書、雇用証明書がございます。

こちらにつきましては資料2-3ということで、幾つかの事例として、前橋市、横浜市、東京都大田区について例を出してございます。ぱらぱらと見ていただくとお分かりになるとおり、その形式も記載すべき項目も全てぱらぱらということでございまして、こうやって様式が自治体ごとに異なるということが、証明書を作成する企業側にとって多大な労力になっているのではないかと、国が改善方法を示すべきではないかということで、本日の議題とした次第でございます。

なお、本件につきましては、このホットライン要望を挙げてきた要望者に事前にヒアリングを2件行いました。そこで判明したことを幾つか申し上げます。就労証明書を作成するのに特化した従業員を雇用する必要があるとか、数名体制で専門チームを編成する必要があるという話とか、あるいはこの就労証明書の作成の時期が毎年10月から12月に集中しており、なおかつ保育所を利用する従業員も増えているということで、年々負荷も増えているという実態も浮かび上がりました。

さらに、改善に向けた提案としては、たとえば自治体によって記入項目がぱらぱらであるとしても、各項目の定義が全国的に統一されれば各自治体への問合せをしないで済むために負荷が相当減るのではないかというような意見も聴取したところであります。

事務局からは、以上です。

○林座長 ありがとうございます。待機児童問題が深刻化する中、入所申請をスムーズに行えるような体制支援が求められているところでございます。

本件に対する政府側の対応状況について、内閣官房IT総合戦略室、内閣府子ども・子育て本部、厚生労働省から説明をお願いいたします。申し訳ないのですが、少し時間が押しておりますので合計10分程度で御発言をお願いいたします。

○内閣府（竹林参事官） 内閣府子ども・子育て本部の子育て支援新制度担当参事官の竹林と申します。

資料の2-5を順次説明してまいります。

まず、表紙を1枚おめくりいただければと思います。「保育の必要性の認定について」というページでございますけれども、子ども・子育て支援新制度におきましては、保育所を利用していただく上では、まず保育が必要だという認定を受けていただいて、その上で認定された保護者に関しては誰がどこの保育所に入っていくかということとその市町村のほうで利用調整をするということになります。利用調整のほうは後ほど厚生労働省から説明いたしますけれども、まず私のほうからは最初の入口でございます保育の必要性の認定について簡単に説明いたします。

具体的には、「こういう事由に該当するので保育が必要だ」ということ、要は、「家庭

で保育が受けられない」ということを認定するということなのでございますけれども、どういう事由に該当すれば保育の必要性が認定されるかということはこのページの①から⑩までお示しをしています。

これらに該当するということ、要は保護者、申請者のほうで証明をしていただく、書面も出していただくということになります。例えば①の就労でございますとか、⑨の育児休業ということになりますと、就労証明書でございますとか育休の証明書といったものについては勤務先で作成をしていただく必要があるということになるわけでございますが、先ほど説明いただいたとおり、現時点では今、申し上げたような書類につきまして国として統一的な様式を示してはいない状況にあるということでございます。

この資料については、以上でございます。

○厚生労働省（異保育課長） 厚生労働省保育課長の異でございます。

3ページ目をお開きください。実際に保育を必要とする場合の利用手順、手続を書いております。

まず、今、竹林参事官のほうから申し上げた保育の必要性の認定の申請を行います。実際は保育の利用の希望の申込み、つまり希望する施設名、保育所等を書くわけですが、それも同時に行うのが一般的でございます。そして、実際に保育の必要性の認定証の交付をいたしまして、その後、利用調整というところを赤でくくっていると思いますが、実際に利用調整するところは保育所が不足しているような市区町村でございます。保育所が不足していないところは、この利用調整はございませんが、現在は特例規定を設けて全ての市町村で利用調整を行うこととしています。以下の施設のあっせん・要請をやって、保育所等を利用するということになるわけでございます。

次の4ページ目に、この利用調整はどういうふうに行っているのかということを書いております。事由は、先ほどの保育の必要性の理由とイコールなわけですが、例えば就労とか、妊娠・出産とか、そういうものがまず書かれています。

それで、2番目の区分ですが、これは保育の必要量ということで保育標準時間とか保育短時間です。保育標準時間というのは基本的にはフルタイムの、8時間労働と通勤時間なども勘案して一応11時間ということで決めております。保育短時間というのはパートタイム等で、8時間ということで決まっております。

それから、③は優先利用ということで、実際はやはりひとり親家庭とか、あるいは生活保護世帯とか、育休明けの人とか、小規模保育事業とか、卒園の児童、この小規模保育事業というのは2歳までを原則としておりますので、3歳児以降の保育の受皿がない人については優先的に入所させるとか、そういうようなことを優先事由として勘案して、この①②③というのを自治体によってポイント付けをしまして、その優先順位の高い者から入所させている状況でございます。以上でございます。

○内閣官房（清水参事官） 続きまして、内閣官房IT室、清水から御説明申し上げます。6ページと7ページになります。よろしく申し上げます。

私どもとしましては、今年の3月から9月にかけて、子育てワンストップ検討タスクフォースというものを開催しております。その中での取組を、少し冒頭にお話させていただきます。

6ページの上にありますとおり、マイナンバー制度を活用しまして子育て行政サービスの負担軽減を図るといような内容でございまして、地方団体における子育て関連の申請手続等、そういったものをマイナンバーの仕組みを利用してワンストップ化するという取組でございます。29年、来年の7月以降、制度が整った段階でこういったサービスが使えるようにしていくことを目指して取り組んでおります。

真ん中ですが、「目指すべき姿」というところでまとまった内容でございますが、そもそもこういった手続があるか分からないというような声も多かったために、まずは自治体さんごとにどういった手続、サービスがあるかを明確にし、それから電子申請できるものにつきましてはマイナンバー制度の中で添付書類も大分省略されていく見込みでございますので、簡易に申請できるようにしていくことを目指すというところでございます。そういった中で、今回保育に関わるものも当然取り上げておりまして議論してきたところでございます。

6ページの下でございますが、とはいえ、検討に際して自治体さんの業務の見直しも必要なものが多数出ておりますので、そういったものを合わせてやっていこうということでこれまで取り組んできてございます。

7ページ目になりますけれども、今のような背景をもとに、自治体さんの業務の見直しをお手伝いするという位置付けで、今回の保育の就労証明書についても調査を開始、整理を始めたところでございます。先ほど事務方より御説明がありましたとおり、7ページ上の「課題認識」としましては大きな負担になっている。それから、自治体さんへの問合せも発生しておりますので、大きな企業では月10件以上発生していると聞いておりますので、やり取りが双方に負担が掛かっているという認識がございます。

そういった背景も踏まえて、私ども先ほどの子育てワンストップという取組で整理していることに加えて、全部の自治体さんにアンケートをちょうどこの夏、秋にかけて行っておりまして、保育につきましても就労証明書の様式においてどういった項目を聞いているのかを全部の自治体さんに問い合わせて、8割の自治体さんから回答を受けたところでございます。そういったところのアンケート内容を今、整理しているところでして、就労証明書の見直しに資するような項目の標準化を進めている段階でございます。

この内容を踏まえまして、ここにいる内閣府、それから厚労とともに一緒に整理していこうというのがこれからのアクションプランの中の一つでございまして、当然全ての自治体さんの意見を聞きながらやろうとしておりますので、項目は非常に増える傾向にあるのですが、先ほどの課題認識でもありました、迷いなく記載できるように、間違いなく記載できるように、分かりやすくそろえていくという視点で、ある程度項目を減らすうんぬんということではなくて、標準化されたものを提供していくという観点では進められると考

えております。

加えて、先ほどの企業さん側のニーズももう少し深掘りしたいと思っております、そういう中でもう少しまとめ方について幾つか検討した上で、複数のパターンになるかと思えますけれども、何パターンか標準的なものをお示ししていくということで進められるのではないかと考えております。以上です。

○林座長 ありがとうございます。

それでは、質問、御意見等をよろしくお願ひいたします。

○江田座長代理 これは結構企業には負担になっておまして、期待としてはこれはクラウドベースのものになり、共通の項目を記入するということになると思います。自治体によって点数の付け方はいろいろありますので、項目数の数は変わるかと思えますけれども、計算方法の統一を是非ともしっかりとやっていただきたいと思ひます。

私どもの担当者は、その計算方法がそれぞれの自治体で違うものですから、例えば就労のときに就労の事実もそうですけれども、宿泊を必要とする出張があるか、ないか。実際に何回やったかとか、そういったことを求められたり、あるいは有休の取り方、そこに1日が入るのか、半日が入るのか、書式によって計算式が違うらしいのです。こちらが手書きでやるものから、何かその事実関係を間違えたときにもう一回全部やり直しです。アンケートをお取りになったところでもありますけれども、是非ともヒアリングを重ねて使いやすいものにしていただきたいと思ひますし、ユーザー側への負担、企業側への負担を極力避けていただきたい。

いろいろお願ひ事がありまして、済みません。あとは紙なのですけれども、なかなかその書式は手書きしか許されないところがございまして、判こもありますけれども、今、電子化でかなりできますので、是非とも思い切ったペーパーレスな環境をお願ひしたいと思ひます。

以上、要望ですが、もし私の理解と違うところがありましたら補足をよろしくお願ひいたします。

○林座長 いかがですか。

○内閣官房（清水参事官） 私どものところでは、今お話いただいたような内容を整理しようとしているところでございますけれども、例えば電子的に入力できるということにつきましても、企業のほうで用意した電子フォーマットでやりたいですとか、そういったところまでの御要望もあると考えておりますので、段階的に取り組んでいただけるようになると考えてございます。

それから、先ほど出張ですとか単身赴任のことも書いたり、書かなかつたりと、自治体さんの待機児童の過多の状況に応じて違うという点は認識しておりますので、それをなくすという単純な議論にはしづらいとは思ひますけれども、記載方法と何のために必要な項目かというところを整理しながら確認したいと思ひしております。

○林座長 ありがとうございます。

議論の途中でございますが、山本大臣がお見えになられましたので、早速ですが、大臣から一言御挨拶を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○山本大臣 皆さん、本当にお忙しいところ、熱心に御議論いただいておりますありがとうございます。

今日は、食品、保育所入所、そしてまた最大の課題であります介護サービスの提供と利用の在り方についてということで御議論いただきますけれども、特に介護のほうは最大の重要課題でありまして、特に保険適用外サービスの創出、そして育成ということについて、是非熱心な議論をいただいて、いい方向に進んでいただければと思います。

また、厚労省のほうもそれをしっかりと受け止めてやってもらいたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○林座長 ありがとうございます。

それでは、この保育所入所に要する証明書の様式について続けさせていただきます。

この点について、土屋先生どうぞ。

○土屋専門委員 今回の江田委員に続きますけれども、ここで示されているものは、これだけでもエクセルファイルでいいから電子化のものを配っていただければ、メールで届けていただければ、それにインプットしてプリントアウトして出してもいいし、メールで送り返してもいいわけで、それだけでも指示をしていただきたいと思います。そのくらいは、あしたでもできるだろうと思います。

それから、もう一点は御説明があった6ページ目で、いろいろ何かやりそうに書いてあるのですけれども、よく読むと「平成29年7月以降、速やかに実現」です。普通こういうものは、7月までにやるということであれば我々は信用できるのですけれども、以降実現というのは一体いつまでなのか、先がないんです。

それから、その次の行で「平成28年度末まで各種検討・整理」と、「検討・整備」というのは役所のほうではやらないというふうに私ども習いましたので、これではいつやるのか分からないということです。

最後の子育てワンストップ検討のためのタスクフォースも、平成29年7月以降それぞれをいつ、どのような形でうんぬんで方針を取りまとめる。一体、実現はいつになるのかさっぱり分からない。このような文書では答えになっていないので、一体いつまでに電子化が実現できるのか、あるいは統一化できるのかというお答えが欲しいわけです。

○林座長 この点、是非お答えをお願いします。

○内閣官房（清水参事官） まず6ページでございますけれども、29年7月としておりますのはマイナンバーの関係する制度、仕組み、例えば自治体さん同士でも課税情報ですとか予防接種の履歴情報を取得できるというような仕組みが29年7月から動き出しますので、それに合わせて住民向けのこういった子育て向けのサービスを提供するという意味での記述でございます。

それから、「速やかに」となっている点は御指摘のとおりかと思っておりますけれども、当然

私どもも鋭意やっておりますが、一つだけ申し上げさせていただきますと、自治体さんにもやっていただかなければいけないことが多数ございまして、それに関していろいろな状況の自治体さんもいらっしゃいますので、用意ドンで、あるタイミングで全てできるということにはならない可能性があって、こういった記載をさせていただいております。

○土尾専門委員 それは、納得できないです。例えば、おたくの医政局で出している医療構想というのはいつまでに出せとはっきり期限を限って都道府県に要求しているわけです。それができて、こういう単なる届出のことは期限が切れないなどというのは理由にならないと思います。

○林座長 私からも関連で質問なのですが、今お考えになっているマイナポータル経由の電子データでの証明書の手続が始まった際には、少なくとも雇用証明書についてはマイナポータルに掲載されている電子版に統一化して、自治体ごとの紙フォーマットはなくす予定と考えてよろしいのですか。

○内閣官房（清水参事官） 紙フォーマットは自治体さんの中で当然残りまして、そういう意味では電子的なものとは紙のものがしばらく併用されると考えております。全てにおいて、こちらの関係ではマイナンバーカードの取得をお願いすることになりますし、マイナポータルという国民一人一人のポータルサイトに対してお金が掛かるものではございませんが、使える環境を使っていただくというような前提が幾つかございますので、まだ電子化に対して全然なじんでいない方というのも当然あると考えておりますので、今までどおりの紙の手続も併用しながら利用していただくということが必要かと思っております。

○林座長 確認なのですが、その場合の紙の場合も、その書式は電子データ版のほうで統一するというところでよろしいのですか。

○内閣官房（清水参事官） 仰るとおり、それを両方合わせて、こちらは電子的なところから始めたのではございますが、一つの項目内容、それから標準的な内容にしていくというのは両方ともやるつもりでございます。

○林座長 そうすると、書式としては電子版で統一して、それをプリントアウトするかどうかの違いだけと考えていいのですか。

○内閣官房（清水参事官） そうですね、粗く言うと、そういった内容になると思っております。

○江田座長代理 このプリントアウトは、その電子版に記入できない企業のためのものなのですか。済みませんが、今ちょっと理解が進まなかったのですが。

○内閣官房（清水参事官） プリントアウトもいろいろな状況はございますけれども、先ほども仰るとおり電子化ではなくて手書きでやりたいといった状況があるというのが一つでございます。

もう一つは、全ての様式、就労証明書だけではないのですが、電子化で添付しては問題がある。レントゲン情報等、ちょっと電子化にはなじまないというようなものの中にはありますので、どうしても添付するものとセットで紙で出していただく必要があるというも

のは残ると考えております。

○林座長 済みません。今は就労証明書についてお話をしているのですが、就労証明書について電子版のフォーマットで統一するということは問題ないのですね。

○内閣官房（清水参事官） はい。

○林座長 その上で、今の御説明でレントゲンうんぬんと仰ったのですけれども、それは全く関係ないのではないのでしょうか。

○内閣官房（清水参事官） 申し訳ありません。

○林座長 それで、先ほどの御説明の中で標準化というお言葉もあったように記憶しているのですが、書式の統一化の話と、それから書式の各項目の定義の統一化の話と、両方あると思うのですが、定義についても統一化を図るということを考えておられるのか。また、その作業工程、スケジュールはどのように考えておられますか。

○内閣官房（清水参事官） 定義につきまして今正にアンケート結果、要は自治体さんのあらゆる項目を収集しまして、私どもなりにという状況ではございますが、整理しているところでございます。そういった背景があるので、定義についても当然取り組みますということが一つです。

それから、標準化と言っているのは単純に合わせますとすごく数が増えますので、何パターンかに分けて待機児童の多い、少ないところ、それから就労状況において地域の特性で特に確認したいというふうに自治体さんが思われているようなところは個別の事情として残して、基本的なところは定義と様式がまとまり、それ以外のところはオプションと申しますか、自治体さんごとにある程度はパターンがあるのではないかと考えております。

この整理が一定量ついた段階で、自治体さんも含めフィードバックをしていきますので、それを見ていただいてからのスケジュール提示とさせていただきたいと思っております。

○林座長 どうぞ。

○森下委員 スケジュール提示に関してそのようなことを言い出したら、いつになるかわからないですね。期限を限ってやることによって初めてスケジュールは成り立つものであって、そのお答えはやはりちょっとおかしいであろうというのがまず1点です。

それからもう一点は、その標準化をきっちりしてもらわないと、下手をすると従来より多い、一番多いものをみんな採用していくともものすごい負担が増えるわけです。ですから、それはあくまでも例外的なものであって、標準化をベースにちゃんと議論してほしいというのが2点目です。

それから3点目ですが、先ほど定義で出していましたけれども、基本は企業が持っている情報をそのままクラウド上で移していくという手間がなければ、結局入力をまた自治体ごとにしなければいけないというのでは意味がないので、ちゃんとそうしたことができるかどうか。そこは、民間の企業の方としっかりお話をしているかどうか。これは重要だと思うので、最初の二つは意見ですけれども、三つ目に関しては今、民間とはどのようにお話をしているのでしょうか。

○内閣官房（清水参事官） 民間のほうは幾つか企業を当たりながらということにはなりませんけれども、実際にかかっている先ほどのボリューム、その中で例えば記載に迷いがあって自治体さんに問合せをしている時間が長いのか。例えば、間違いがあつてそれに往復している時間が掛かるのか。そういうところを、幾つか業務量に応じて整理していこうと考えております。

書きやすいものでありますと、30分で書けますとは言っていたいておまして、そうでないものにつきましては場合によっては1時間以上かかっているということでございますので、単純にこの様式であれば全部30分でできますということは今ちょっと言いづらい状況でございます。

○江田座長代理 今、森下先生が仰った補足の意味ですけれども、ある程度の規模の企業にはもともとデータベースがございまして、就労状況及び勤務状況は全て入っております。できるだけオープンなプラットフォーム、クラウドを計画していただいて、そこから自然にデータが取れるような環境作りのことを森下先生も仰ったと思うのですけれども、その点については企業とのヒアリング等、どのような状況でしょうか。

○内閣官房（清水参事官） 今、仰っていただいたとおりの認識でございます。

加えて、私どもは様式の中で聞いている項目がよろしくないのかどうかまだ判断つきませんけれども、例えばフレックス勤務をやられている企業においては、そのデータに入っている以外の出退勤の勤務簿というか、そういったところからも引っ張り出して確認しながら入力しているという実態もあるというふうに、例外的かもしれませんが聞いておりますので、どういった内容であれば企業のほうがなじみやすいかということについては、先ほど申し上げたとおり、さらに深掘りしなければいけないという課題認識はございます。

○大田議長 林座長が質問されたことに関連して確認なのですが、定義の統一は来年7月までにということですが、その定義の意味なのですけれども、各自治体の雇用に関する証明書の様式の例で、「就労時間」は短時間勤務を利用した場合に短時間勤務の時間を書かせるケースと通常勤務の時間を書かせるケースとあるようですが、定義の統一というのはこの「就労時間」の定義を統一するのか、それとも全体を網羅するということで、短時間勤務の場合と通常時間の勤務の両方を書かせるようにするということなのか、どちらを想定しておられるのでしょうか。

○内閣官房（清水参事官） 正直なところ、内容に応じて両方あると思っております、定義については一つあるのですけれども、自治体さんによっては勤務日を書かせるところもあつたり、休日を書かせるところもあつたり、そういったものは単純に統一できるのではないかと私どもは考えてございますが、今、御指摘いただいたような短時間勤務のところにつきましてはそれ以外もあるかもしれませんが、短時間勤務をやっている期間においては、先ほどの保育の必要時間は標準時間にするというような自治体さんごとの判断もあるかもしれませんので、単純にどちらか一本にするというふうにはできないものも出てくると思っております。

○林座長 ここにいらっしゃる方、皆さんがこの不毛な作業について思いを同じくしていると思うのですが、やはり同じ時間を計算するについて市町村ごとにその定義が異なるということで、企業がどれだけ余分な作業をしなければいけないかという事実がここにございます。

なかなか議論が尽きないところなのですが、お時間もありますので本日はここまでとさせていただきますが、保育所入所に要する証明書の作成に関する企業側の負荷が大きく、作業に時間が掛かれば、提出期限が迫る中で一日でも早く保育所入所の申込みをして保育所を確保し、仕事復帰を図りたいという親の立場としては気が気ではありません。当事者の身になって、申請の効率化をする方策として、是非標準化を速やかに進めて現状の規制を見直すことが必要だと思えます。本件については、当ワーキング・グループとしても引き続き検討していきたいと思えます。

本日は、ありがとうございました。御退室ください。

(内閣官房、内閣府、厚生労働省（雇用均等・児童家庭局）退室・厚生労働省（老健局、社会・援護局）入室)

○林座長 それでは、本日最後の議題であります「介護サービスの提供と利用の在り方について」に移りたいと思えます。先ほど山本大臣からも御挨拶いただきましたとおり、この介護の問題については私ども会議としては今期の重要課題として取り組んでおりまして、厚労省におかれましても是非真摯な取組をお願いしたいところでございます。

前回、11月30日の当ワーキング・グループにおきましては、東京都武蔵野市及び日本在宅介護協会からヒアリングを行いまして、保険給付と保険外サービスの柔軟な組合せ、それから情報開示、第三者評価に関する現行制度の問題や課題の所在が明らかになってきたところでございます。

本日は、これらのテーマについて厚生労働省の見解をお聞きしたいと思えます。

それでは、どうぞよろしくお願ひいたします。

○厚生労働省（三浦振興課長） それでは、失礼いたします。私、厚生労働省老健局の振興課長をしております三浦と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日いただきましたアジェンダの中で、保険給付と保険外サービスの柔軟な組合せと情報公開、第三者評価制度、二つテーマがございます。資料それぞれについて御用意いたしましたので、お手元に御準備をお願いできればと思えます。

まず初めに保険給付と保険外サービスの柔軟な組合せにつきまして、私どもの現行制度の御説明をさせていただき資料として御用意をいたしております。

1ページをおめくりいただけますでしょうか。右下のページ、1と書いてあるページでございます。表題は、「保険外サービスの併用について」となっております。

介護保険制度の「基本的な考え方」といたしましては、この一定のルールの下で多様な介護ニーズに対応できるような形で保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供するということを認めている立て付けとなっております。

その一定のルールと申しますのが、この下に大きく二つほど「●」のところに書いてございます。大きく分けますと、保険サービスと保険外サービスが明確に区分されているかどうか。それから、二つ目といたしまして利用者などに保険外サービスの提供に当たりましてあらかじめサービスの内容など説明をして同意を得るというプロセスを経ているかどうか。この2点をポイントとして挙げております。

1点目の、明確に区別されていることという点に関しまして補足をいたします。この点線で囲んでいるところでございます。保険サービスの提供の一環として提供されるサービス、あるいは保険サービスの提供とは関係のないサービスであって保険サービスと明確に区別されるようなもの。例といたしまして、一環という意味ではホームヘルプサービスですとかデイサービスは業務を展開するエリアというものを事前に届け出ていただいております。そのエリアを超えている方に対してサービスを提供する場合、あるいは関係のないサービスの例といたしまして配食、食事のような保険の給付とは対象外であるもの、このようなものにつきましては料金の徴収を認めるということにしております。

一方で、明確に区分されないサービスの例示といたしまして、私ども共益費という形にしております。本来、給付されるようなサービスの内容と少し曖昧になってしまうような名目での費用徴収ということにつきましては、徴収は認めないという形でルールを作りまして省令、あるいは通知で明示をしているところがございます。

また、2点目の手続に関してでございます。こちら点線のところを御覧いただければと思いますが、保険外サービスの提供に当たりまして、利用者やその家族に対しましてサービスの内容、あるいは料金などについて説明する。あるいは、料金を明示した文書に利用者の方に署名を受ける。これは利用者もそうですし、事業者もそうですけれども、事後のトラブルを避けるという趣旨であります。そういった形で同意を得ていただく。あるいは、料金などを定めた上で見やすい場所に院内、所内などに掲示をしていただくといったような手続を求めている。これも、併せまして省令あるいは通知で示しているところがございます。

この根底にございます考え方が、矢印に書いてございます不明朗な形での料金徴収のおそれ、あるいは事実上保険外負担をしないとサービスが受けられなくなるおそれ、要は今、介護保険制度は原則1割、一定の所得があれば2割といったような保険制度の中での給付費、それから自己負担割合を設けておりますけれども、実態上、皆様に一律に利用者負担を課すような形になれば、それよりも下駄を履かせたような自己負担を取るといったようなことが常態化するということを恐れている。

また、保険給付の範囲を超えたサービスが保険給付されるおそれがある。保険給付自体は税金が半分、それから保険料という形でファイナンスをしております。その範囲を明確にするということの必要性、このような要請から求めているルールとなっております。

1ページお進みいただければと思います。実際に私どものほうで併用という形でお示しをしているものを、こちらに例示させていただいております。繰り返しになりますけれど

も、上の箱にありますとおり、組合せ自体は法律上の立て付けからも可能な形、比較的融通が利く形に設計はされております。

その中で上の「●」でありますけれども、追加的なサービスとして差額を徴収するサービスということで、こちらも省令の中で限定列挙させていただいております。例えばホームヘルパーさんが行く場合、先ほど申し上げましたけれども、そのエリア外へ訪問する際の交通費ですとか、通所介護というのは逆に介護を受ける方が一定の場所に集まるようなサービスなのですけれども、その場合にも域外の方をお迎えに行くような場合ですとか、あるいはお食事を出す場合、この通所介護というのは5時間、あるいは7時間お預かりをするサービスですので、昼食をお出しするのが一般的であります。その際の食事の提供ですとか、あるいはおむつのお金、このようなものについては差額を徴収して差し支えありませんという形で明示をさせていただいております。

また、保険サービスとは関係がないサービスということの例としては、先ほど申し上げた配食ですとか、利用者以外の方を対象とする家事、このような形で示させていただいているところでございます。

1 ページお進みいただければと思います。私ども、この件に関しましては幾つか議論が公取を始め問題提起されていることは承知をしております。いささか具体的にどこまで突っ込んだ話かということについては、私ども情報が少し限られている部分があります。新聞報道などが中心になっている部分もありますので、検討するに際して懸念事項をまず本日は整理をしてお持ちをいたしております。

五つほど挙げております。繰り返しになる部分もありますけれども、利用者の負担が不当に拡大するおそれがないか。それから、実際にトラブルという形が顕在化した場合の事後的な救済ということをどのように考えるか。今は一定、ルールを認めた上で、そのルールから外れているものについては認めないという形にしておりますのでリスクフリーなわけでございますけれども、リスクを一定程度とるという形にした上で事後救済という組合せにする場合、その救済はどのようになっていくのか。

それから、サービスですので受ければ受けるほどということになりますと、どうしても本人が、自分ができることも余計に手を出してしまうといったようなことがないかどうかというのが3点目でありまして、介護保険制度は自立支援、あるいは重度化防止ということを基本的な理念としておりますけれども、そこを阻害はしないか。

それから、給付費の増加につながるおそれはないか。

ルールを緩和した場合にかかる追加の行政コスト、恐らくはモニタリングをしたり、事後救済に行政が一定関与したり、説明をしたりといったような行政事務コストも生じるかと思っております。この辺りは、先日の武蔵野市さんからのヒアリングの中でも問題提起があったようには伺っておりますけれども、この点に配慮をする必要があるのではないかと考えているところでございます。

最後のページは今、申し上げましたルール、参照条文という形で関係いたします省令で

すとか通知、関係部分を抜粋したものでございますので、御覧いただければと思います。

まず、1点目のテーマについては以上でございます。

○厚生労働省（佐藤高齢者支援課長） 続きまして、2点目の情報公表制度及び第三者評価制度について説明を申し上げます。高齢者支援課長でございます。

資料3-2をお願いいたします。まず1ページでございますけれども、この制度は介護保険サービスの質を担保するために、ここがございます四つの制度、仕組みを課しているということです。

まず1番が、事業者が自らそのサービスの質を第三者に評価をいただいているというものでございます。

それから、2番目が利用者の選択のために介護サービス情報の公表を行うというものでございます。これらが、本日の御説明事項でございます。

そのほか、運営推進会議というものを設けて、地域に密着したサービスにおいてはその地域の代表者等々に対してサービスの内容を明らかにする。あわせて、一般的な指導監査というものを4番目に行っているということでございます。

こういった中で、まず第1点目の第三者評価について3ページで御説明を申し上げます。第三者評価につきましては、まず法令上は社会福祉法78条におきまして、事業の経営者は自らその提供するサービスの質の評価を行うよう努めなければならないということございまして、これと同じ規定が老人福祉法、介護保険法にもございます。

続きまして4ページですけれども、具体的に質の評価を行う手段として第三者評価事業を実施しております。事業の趣旨、目的は今、申し上げたとおりでございます。事業者自らの質の向上に結び付けていくということ、結果として利用者の選択につながるということでございます。

推進方策につきましては2.にございますけれども、国においてその指針を策定し、そしてその他、その指針に基づいて全国的に推進をしていく。

その中身が5ページでございます。仕組みを御覧いただきますと、国の指針に基づきまして上の左に全国推進組織、これは全国社会福祉協議会に務めていただいておりますけれども、ここがガイドラインをつくり、そして都道府県の推進組織、これは都道府県、または都道府県の社協でございます。ここが実際の評価基準を作って評価機関を認証いただきまして、一番右上でございますけれども、第三者評価機関がサービス事業者からの申請に基づきまして受審を評価していく。その評価結果が利用者に公表されるということになってございます。

6ページでございますけれども、評価項目でございます。評価項目は大きく二つに分かれておりまして、施設の理念、経営方針、事業計画などの基本的な事項を評価する共通的なものと、利用者の状態像に応じたサービス提供状況などのサービス内容を評価する「内容評価項目」がございます。高齢者に関しては、特別養護老人ホーム、通所介護、訪問介護の三つのサービス類型においてこの項目を行っているということでございます。

その中身は、7ページをお開きいただきますと、共通評価項目が左上、そして内容評価項目は特別養護老人ホームの例と訪問介護の例を載せております。内容は、省略をさせていただきます。

そして、8ページ以降でございますけれども、第三者評価の受審状況でございます。高齢者福祉サービスの受審件数につきましては徐々には増えてございますけれども、微増という形になっております。それから、サービス類型別では左下ですけれども、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、それから認知症対応型共同生活介護の三つくらいが、全体の割合でいきますと受審が比較的多くなっております。ただ、数%という状況でございます。

都道府県別は右にございまして、東京都は多くなってございますけれども、他の県はそうでもないという状況でございます。

おめぐりいただきまして、受審されている方がどういった動機で受審をしているかということですが、上でございますようにやはり自らのサービスの更なる向上につなげたい。そして、事業の総チェックをして把握をしたい。さらには、改善のヒント、気づきを得たいということが大変多くなってございまして、実際に受審された後の満足度としましては、満足度がかかなり高いという状況でございます。

しかしながら、一方で第三者評価については各方面から、先ほどの共通評価項目にばらつきがあるですとか、なかなかその趣旨が周知されていないですとか、受審件数が少ないというような御指摘がございましたことから、10ページの上でございますけれども、第三者評価の推進のために評価基準の質の向上を行ってまいりました。この中では、今年度さらに養護老人ホーム、それから軽費老人ホーム版の評価基準を策定するというところで検討中でございます。

そして下でございますけれども、評価調査者、評価主体については二つ目の「○」、それから三つ目の「○」にございますように、二つ目は評価調査者の資質の向上を図るとともに、三つ目は自らが連絡会を設立して情報共有を行って資質向上に努めているというような状況に取り組んでおります。

それから、11ページでございますけれども、更なる受審の促進に向けまして受審目標の設定、前年度以上ということではまず目標設定いたしますとともに、下でございますが、その他の取組として受審状況の見える化、これは各都道府県における受審情報の公表について、もう少しきめ細かくどういった形でどこのサービス類型が受審しているのかということの見える化を進めていきたいということと併せまして、手引書、パンフレット類をその施設事業所向けに作成しまして、もう少し第三者評価の生かし方、PRをどういうふうにできるかとか、そういったことを検討していきたいということで今、検討中でございます。

以上が、第三者評価でございます。

○厚生労働省（三浦振興課長）　続きまして、介護サービスの情報公表制度について御説明申し上げたいと思います。

1ページおめぐりいただきまして、13ページを御覧いただければと思います。これは釈迦

に説法でございますけれども、この仕組み、介護保険サービス自体が利用者と事業者との契約である大前提に立ちますと、利用者、事業者、それぞれにとって価値があると申しましょるか、意義のあるものとして考えられ、制度化されたものでございます。

14ページでございます。こちらの介護保険制度は、平成12年にスタートしております。2000年でございます。それから、おくれること6年、平成18年の4月からこの情報公表制度という仕組みはスタートしております。こちらは、法律上の根拠を設けてスタートしたという年でございます。この中では、利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が提供していただく仕組みだというふうに位置付けております。

1ページ進んでいただきまして、その仕組み、基本的な形が15ページに記載してございます。事業所の情報につきましては、都道府県がまず調査を行って公表していくという流れになっております。

①から③まで、手順を書いております。各都道府県におきまして、毎年定める計画に従いまして年に1回、介護報酬収入年額が100万円を超える事業所全てにつきまして事業所情報を毎年報告いただいております。また、こちらにつきましてその一定のルールに基づいて指針を私どもは示しているんですけれども、その指針に基づいて各都道府県のほうで情報の内容についての客観性を担保する取組、実際の実地調査というものをやっております。その情報を都道府県に登録をいただきまして、国で一元管理をしている情報公表サーバーというものがございます。こちらのほうを使って、情報を提供させていただいている仕組みでございます。

16ページでございます。こちらは、掲載されております情報の内容でございます。

17ページには実は通所介護にはこれくらいの項目がされているというのが小さい字で書いてありますが、16ページにあるような代表的なもの、基本的な情報ですとか、運営に関する情報といったようなものについて細かく、かつ客観性が確保された情報として項目を選び出した上で掲載しているというのが実情でございます。

18ページが私どもの指針ということで、都道府県がこれにのっとって実地調査をしていただくためのガイドラインを示しております。

19ページでございます。この仕組みが始まりました平成18年以後、これまで何度か改善を繰り返してきた歴史というものを御紹介したいと思います。介護保険制度は御案内かもしれませんが、3年に一度制度の見直しをしております。それに応じた形で情報の追加ですとか、そういったことが必要になる場合もございます。それが平成25年の7月ですとか、平成27年の7月などに起きたことでございます。

それを抜きにいたしましても、モデル事業を実施したり、あるいはもともと都道府県に情報提供をお願いしていたのですけれども、国のほうでサーバーを一元管理していくような取組ですとか、あるいはスマートフォンのアプリの開発、このようなことをこれまでの取組としてはきております。

大きく申し上げますと20ページでございますけれども、平成26年3月に情報公表の在り方について様々な検討を加えていただきました。20ページの下のところ、こんなメンバーでというふうにありますので御覧いただければと思います。実際の事業者ですとか、利用者と一番近い自治体の方、それから学者の方、あるいはユーザーサイドに近い高齢社会をよくする女性の会の方、様々な方に集まっていただきまして議論いただいて方向性をお出しいただいた上で、先ほどの表にあったような改革をしてきたというのがこれまでの歴史でございます。

さはさりながら、私ども今回問題提起を頂戴いたしまして、私どもなりに幾つか頭の整理を試みたのが21ページでございます。今後に向けまして御指摘もいただいております話ですし、私どもはそもそも持っております情報公表という制度自体、介護保険の理念でございます高齢者の自己選択を支援するためには非常に重要なものである。また、それに対して公表されている情報の正確さ、あるいは客観性を確保しながらその公表を進めていく。ペネトレーションを高めていくということが重要ではないかと思っております。

これまでも関係者の御意見を伺いながら、システムが使いやすいような形で見直しをしておりましたけれども、使い勝手に関しては課題なしとしないところではないかということも私どもは認識がございまして、矢印にあるような今後の取組というものを考えております。

一つは調査・研究ということで、介護保険制度を使う際に誰がどういった形で情報を入手しているのか。あるいは、その人がどういうことを大事にしながら介護サービスを選んでいるのかということをしつかり調べた上で、それに応じたシステムになるような形でシステム設計の再構築というのはできないか。こんな形で、まだ具体的にロードマップが書けているわけではないのですけれども、頂戴いたしました問題提起を踏まえてもう少し何かできないかということは考えていきたいと思っております。私からは、以上です。

○林座長 ありがとうございます。それでは、御意見、御質問をお願いいたします。

では、森下先生どうぞ。

○森下委員 第三者評価のほうからお聞きしたいんですけれども、これは数%という非常に低いところもありますし、県によってはほぼというか、完全にゼロとなる。普通、ゼロというのはお役所的に見てこういうところを許すのは非常に大らかだと思っておりますけれども、何らかの形でこのゼロのところに対して働きかけをした結果ゼロなのか、ゼロでも構わないと思っているのかという点の一つです。まさか構わないと思っているとは思いませんけれども、それが質問です。

もう一点、現在の評価機関数は410ということですが、これは何でこんなに多いのかという率直な疑問を持つんです。第三者評価としてその評価基準をそろえることが不可能だろうと思うんですけれども、もう少しまとめようとか、なぜまとまらなかったのかということに関してもちよっとお聞きしたいと思っております。

○厚生労働省（佐藤高齢者支援課長） まず1点目の働きかけにつきましては、これまで

もいろいろな御指摘がございましたので当然各都道府県にはガイドラインを見直したり、基準の改定も含めまして随時働きかけを行っております。

ただ、この高齢者の部分につきまして今こういった状況ですし、またこの3月にも先ほど御説明にありましたように、とにかく前年度よりも増やすようにという形での働きかけをしているという状況でございます。

○厚生労働省（石垣福祉基盤課長） 社会・援護局の福祉基盤課長でございます。

評価機関の数のほうについてのお尋ねですけれども、これはまず評価の制度として先ほど御説明いたしましたように共通の項目がありまして、そのほかにサービスごとの項目があるのですが、介護保険のサービスにつきましては自治体ごとでそのサービスにおいて重点を置く部分などもございますので、都道府県など自治体によってサービスが異なるところもあるといったような状況がございます。

そういった中で、私ども第三者評価の機関につきましては、一定の基準を満たした場合には何個までというのが特にあるわけではありませので、地域の事情に応じて基準を満たした評価機関については評価の業務をやっていただくことをお願いしているところでございます。

○森下委員 各都道府県のお話からいうと、今、少しぐらいは働きかけをしても状況が変わるとは思わないです。僅か数%ということは、やっていないのとはほぼイコールだと思うんです。そうすると、法の趣旨が大きくゆがめられているというのが一般的な理解だと思うのですが、こんな状況でこれはやっていると言って本当にいいんですか。

とてもじゃないですけれども、やっているというふうに一般には言えない状況だと思うので、よほど抜本的に考えるか、あるいは義務付けない限り無理じゃないかと思うのですが、その点に関してが一つです。

それから、評価機関の数に関しては全国47都道府県しかないのに、これだけの数がある中で、幾らそれは自由だと言っても第三者評価にならないんじゃないか。自分で自分を評価している状況とどう違うのか、よく分からないような状況だと思うのですが、これは他のところでも大体一般的にこういうものはだんだん淘汰されていってまとめていく方向の努力を厚労省はいろいろなところでされていると思うんですが、なぜされないのかということもちょっとお聞きしたいと思います。

○厚生労働省（佐藤高齢者支援課長） まず1点目の抜本的な見直し、またはその義務化という御指摘でございます。全体の第三者評価の中で、高齢者福祉サービス分野については、他の分野との関係で申しますれば、一つはどんどん数そのものが増えていく。そのサービス提供事業所施設そのものがもともとかなり多く、どんどん増えていくということがあり、又は介護サービス提供は措置ではなく契約のほうで基本的には行っているということもありまして、一足飛びに義務化ということは現時点ではなかなか課題があるかと思っております。

ただ、御指摘のように、かなり進捗に大きな課題があるということは認識してございま

すので、こういった形で進められるのか。増やせるのかということのいろいろ検討していきたいと考えております。

○江田座長代理 今の点ですけれども、やはりこれは役に立たないとどんなに評価が落ちていっても意味がないと思いますし、これから多くの方々が利用するサービスですので、情報開示等は役に立つ形で、それから参加される組織の方たちがインセンティブを感じる形を是非とも考えていただきたいと思います。それをやることによってビジネスが伸びる、あるいは入居者のクオリティーが上がるというようなことを考えていただきたいと思います。

私は質問がございまして、よろしいでしょうか。最初の資料3-1に関して、この前のワーキング・グループで勉強させていただきましたところ、1ページ目の保険サービスと保険外サービスが明確に区分されている点は非常に皆さん工夫をされていて、現場での血のにじむような努力を拝聴したわけですが、私の考え方としては何がやられているかというので実態がとても手書き状態であったり、民間のサービスとの組合せ、エプロンを替えての提供など、事例はいただいたもののデータがなかなか集まっていないんじゃないかという印象を私は受けました。

というのは、電子化されてデータベースされてということがないのではないかという印象を受けたのですが、実際に厚生労働省さんのほうでは現状の把握というのはどのような形で行われているのですか。

○厚生労働省（三浦振興課長） ありがとうございます。例えば、実際にホームヘルパーさんというのは2割弱が60歳代なんですね。要は、介護保険制度が始まったときにICT化が進んでいるか、進んでいないかというお話であれば、余り進んでいないとお答えになります。

それで、現状を把握されているのかという点に関しては、定量的にそういう組合せがどのようになっているかというお尋ねであるとしたならば、マクロベースで、例えば同じ事業者さんというか、介護事業者が保険と保険外でどういうふうな収入構造になっているかといったようなことは経営状態としては見ておりますので、マクロではある程度は把握しております。

ただ、Aさん、Bさんについてどうなっているかということにつきましては、国は把握はしておりません。

ただ、ケアマネジャーさんとかは、基本的に保険も保険外も含めてお一人お一人のプランを考えることになっておりますので、その現場レベル、あるいは市町村レベルに関して言うとある程度の情報というのはあるはずではあります。

○江田座長代理 その情報が把握されているのであれば、御懸念の保険サービス外サービス、あるいは保険サービスで行われているのではないかというような懸念も、そのデータが把握されているのであれば懸念条項にならないのではないかと思います。いかがでしょうか。

○厚生労働省（三浦振興課長） 私が今日お持ちしたのは、今、様々な形で公正取引委員会さんですとか、いろいろなところで御議論されていて、前回のこの場でも日本在宅介護協会さんがヒアリングを受けたというふうに認識をしております。

そのようなところで仰られた、今はだめなことについて認めてほしいというお話を検討するに当たって、今は例えばエプロンを替えてというのは同時一体的なサービス提供の話がされていると思うんですけれども、そういったものが原則は一定明確に区分してくださいとしているがためにそういうふうなことをしているんじゃないかというお話だと思います。

ただ、明確に区分しなくてもいいですよといった形で今あるルールを変更した場合には、様々な弊害というのが発生する可能性がありますねということ整理してお示しをしたという意味です。

○林座長 先ほど、介護サービスは措置から契約になったと、厚労省もそのようにお認めになっておられます。そうすると、介護サービスは保険内であろうと、保険外であろうと、いずれも契約でございますね。契約である以上、保険内についても本人や家族に対する事前の説明と同意の下で契約が結ばれているはずだと思います。

そうであれば、保険内の契約内容と、保険外の契約内容が区別できないということはないはずだと思うのですが、区別できないということは、すなわち今の保険内の契約について、ちゃんと事前の説明と同意の下で契約が結ばれていないということの裏返しを懸念点として仰っているんじゃないんでしょうか。

○厚生労働省（三浦振興課長） ありがとうございます。もう少し具体的なお話をしたほうがいいかもしれません。区別できるか、できないかというよりも、例えば同時一体的に御本人さんと御家族さんの調理をするということは、行為としては区別を既にしていないわけです。それは区別できるか、できないかというより、区別していない行為を一定のルールのもとに区別してはどうかといったようなヒアリングでのお話だったと私は理解をしています。

契約だから、いずれも明確に区分すればいいじゃないかというお話であれば、それはルールを作ればできるのかもしれませんが。

ただ、それに関しては一定の今それを認めていないものを、代わりに一定のルールを設けなければ様々な弊害が利用者に生じませんかという懸念を持っているということをお示ししたということでございます。

○林座長 どうぞ。

○森下委員 何かいい話を聞いた気がするんですけれども、では懸念に関してルールを作れば構わないというふうに厚労省さんは思われているということですね。

○厚生労働省（三浦振興課長） 懸念といっても、例えば行政コストの話もあります。やはり様々相談受けですとか、事前の説明ですとか、あるいは事後のトラブルシューティングですとか、そういったものが本当に現場の自治体も含めて対応可能かどうか。

恐らく、まず説明をするとしたら、全国に約7,000か所ある地域包括支援センターというところで相談を受けることとなりますが、そこも業務がいっぱいだというお話を私どもはよく伺っているわけでありまして。もう少し現場の実情なども踏まえながらニーズ、あるいはその対応方法などについては考えていく必要があるんじゃないかと思っております。

○森下委員 行政コストに関しては現状も相談を受けているわけですし、まさか現状トラブルがないと仰るわけじゃないでしょうし、そういう意味では何も変わらないんじゃないかと思えます。

フローとして増えることはあるでしょうけれども、一方で今でも相談を受けていて断っているだけの話であって、何も状況としては変わらないと思うので、それをもって行政コストが上がるというのはちょっと違うんじゃないかと思えます。

○厚生労働省（三浦振興課長） この点は私が申し上げているのみならず、恐らく先日の武蔵野市の健康福祉部長の笹井さんからも同じようなお話があったかと記憶はしております。

○林座長 同じ話をどう理解するかというのは多分、立場によって違うと思えますけれども、今の厚労省の御説明ですと、明確に区分できないからだめだと言いながら、区分できなくさせているのは厚労省じゃないかというような気がします。

例えば、同時一体的提供という話で食事を作るというときに、現在の介護報酬というのは時間単位で決められておりますが、例えばサービスを受けた頭数で単純割りするというのはどうなのでしょう。要介護者1人と家族2人の食事を作る場合に調理に要した時間が30分ならば、10分が保険内、残りの20分は保険外とするような算定方法ならば明確に区分できると思うのですが、いかがですか。

○厚生労働省（三浦振興課長） サービスを区分するというよりは、そのサービスをどういうふうに割り切るかという御提案ではないかと思えます。

いずれにしても、給付で見る部分というのは、先ほどから申し上げておりますとおり、半分は保険料であり、4分の1は税金、国費が入っていて、残りは市町村、都道府県で負担をしているものでありますので、やはり一定の関係者間の合意が必要だと私は思っております。ですので、この場合ちょっと即答は難しいかと思えます。

○林座長 今仰っている関係者間というのは、契約の当事者間以外のことを仰っているんですか。

○厚生労働省（三浦振興課長） はい。契約であると言う一方で、その契約をファイナンスしている後ろには、例えば介護保険部会ですとか介護給付費分科会といったようなところで、やはりこの給付の在り方ですとか、それをどうファイナンスするかということの合意形成をするプロセスがございます。

そういったところで、ルールとしてはある程度確定をしていく必要があるんじゃないかと思っております。

○林座長 もう一つ、例えばルールで給付の在り方を考えるときに、現在、介護報酬は時間単位で定められていますけれども、これを改めてサービスの行為とか成果、食事を作るとか、掃除をするということについての対価を幾らだという形にしてはいかがなのでしょう。

○厚生労働省（三浦振興課長） それも御提案いただきましたけれども、実際にそれはどういった形が可能かどうか。一定程度、介護保険における生活援助関係のサービスですとかは類型化しております。

ただ、どうしてもはまらないような生活周りのサービスですので、医療と違いまして定型化ができる部分とできない部分がどうしてもあるかなと私は思っております。

○林座長 定型化ができる部分について進めようという話でございますし、あとは指名料の話なのですが、指名料とか時間指定料というのは何の対価であるかは明確であると思えます。

したがって、厚労省が仰っている不明朗な形で差額が徴収されるおそれというのはこの場合はないと思いますが、いかがでしょうか。

○厚生労働省（三浦振興課長） 個々に指名料について詰めた結論というのは私は今、持ち合わせていないのですけれども、何に対するものかということについて指名だということがクリアだろうというお話は、私はそんなに違和感はないです。

ただ、こういう例がよろしいかどうか、医療の差額ベッドという仕組みがあって、病院の中で半分までしかだめですよといったルールはあります。要は、先ほど申し上げたとおり、自己負担に下駄が履かされるようなことをすれば、公的保険でファイナンスをしている意味が余りなくなりますので、そういった論点は少なくともあろうと思えます。あるいは、例えば認知の問題をお抱えの方に、同じ人ができるだけサービスを提供し続けるほうが、御本人にとってBPSDと言われるような混乱とか、そういったものが生じないのではないかとといったような考え方もあろうかと思えます。私は専門家ではないのですが、そういったことが一般的には言われている話であります。

なじみの関係という話でもありますし、御自宅に入り込むサービスであるということの特性を考えますと、同じ人がいいというのが一種の差額を取るという、いわゆるぜいたく税に近いような判断で考えていいかどうかということは頭の整理が必要かと思えます。

○林座長 今の認知の点は、問題のすり替えだと思えます。それは、保険内のサービスであっても成年後見制度とか、それぞれの対応がなされているわけですから、それを今回の柔軟な契約の在り方の話のところまでだけ持ち出されるというのはちょっと違うのではないかと思います。

○厚生労働省（三浦振興課長） 私が申し上げたのは判断能力というお話ではなくて、やはり環境の変化に対して脆弱な特徴が認知症患者さんというのはおありだというふうに私は認識しています。

ですので、指名料というのは同じ人を連続して指名する際に、実際には多く使われるよ

うな仕組みではないかと推察をいたします。その同じ人を選ぶということ自体が差額を必要とするということになると、差額が払えない人は毎回同じ人をお願いできないことになってしまうかもしれないんじゃないかということを私は懸念をしているというふうに申し上げたんです。そうすると、認知症の患者の方というのは環境、あるいはケアをする人が毎回変わるということが強いられるような結果にならないかということをお願いただけです。

○林座長 なかなか議論が平行線なんですけれども、大臣よろしいですか。

○山本大臣 はい。

○林座長 ありがとうございます。

この保険内についても、外についても、契約としてサービスを受ける上で、事前の説明と同意の下で柔軟に契約が結ばれるべき点については厚労省においても御異論はないと思いますが、我々としては介護問題についてはユーザー目線で今後とも様々な立場の方々からのヒアリングをしたりして、丁寧な議論を進めていきたいと思っております。

また、情報公開、それから評価の点については、先ほど江田座長代理からもお話あったようにゼロに近いような評価の受診率、誰も見ていない公表制度、これでは全く絵に描いた餅でございますので、ユーザーが選択をする上で必要な情報が真に得られるような評価、公表制度になるように今後も御相談をしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

本日の議題は以上です。事務局から、何かありますか。

○中沢参事官 次回の日程につきましては、追って事務局から御説明させていただきます。以上です。

○林座長 ありがとうございます。本日は、これにて会議を終了いたします。お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。